

盛岡広域振興局長告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年10月21日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 282号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第35地割62番地先から平舘第17地割2番地先まで	新	A 21.0～7.4 m	m 4,016.0
八幡平市大更第36地割466番1地先から平舘第17地割2番地先まで		B 47.0～16.6	4,607.4
八幡平市大更第35地割62番地先から平舘第17地割2番地先まで	旧	A 21.0～7.4	4,016.0
八幡平市大更第36地割466番1地先から平舘第17地割2番地先まで		B 56.4～17.0	4,607.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 平成23年10月21日から同年11月21日まで